

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年八月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年八月三十日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大 高 智 之

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 石坂高坂停車場線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
番一 地先 まで	東松山市大字田木字立野一 三六番三七地先から	区 間
一〇・五七〽一二・四七	一〇・〇二〽一二・四〇	敷地の幅員 (メートル)
五二・三九		延長 (メートル)
		備考